明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

（第５面）

４　他の事業の種類及び内容

注１．「他の事業」とは，認証紛争解決手続の業務以外の業務を行う事業をいう。
２．「事業の種類」は，日本標準産業分類表細分類により記載すること。
３．記載しきれないときは，この様式の例により作成した書面に記載し，その書面を第５面の次に添付すること。